

## 「物質・デバイス領域共同研究拠点」ナノサイエンス・デバイス研究領域部会内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、「物質・デバイス領域共同研究拠点」ナノサイエンス・デバイス研究領域部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 部会は、当該研究領域に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同研究（共同利用を含む。以下この条において同じ。）課題等の設定に関すること。
- (2) 共同研究の公募に関すること。
- (3) 公募申請書の取りまとめ及び課題採択の調整に関すること。
- (4) その他部会が必要と認める業務に関すること。

### (組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 「物質・デバイス領域共同研究拠点」共同研究推進委員会規程第3条第1項第1号及び第3号の委員のうち産業科学研究所から選ばれた者
  - (2) 産業科学研究所から選ばれた教授又は准教授 3名
  - (3) 産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた教授又は准教授 1名
  - (4) その他、部会長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会に部会長を置き、第1項第1号の委員のうちから互選する。
- 4 部会に副部会長を置き、第1項第1号の委員のうちから部会長でない者をもって充てる。部会長が必要と認めたとき、第1項第2号及び第3号の委員のうちから1名を副部会長に充てることができる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。

### (実行委員会)

第4条 部会は、必要に応じて実行委員会を置くことができる。

### (研究領域アドバイザー)

第5条 部会に、部会の円滑な運営を図るため、研究領域アドバイザーを置く。

- 2 研究領域アドバイザーは、共同研究拠点を構成する各研究所（産業科学研究所を除く。）から推薦された教授又は准教授各1名をもって充てる。
- 3 前項のアドバイザーの任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務)

第6条 部会に関する事務は、産業科学研究所事務部で行う。

### 附 則

- 1 この内規は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この内規施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

### 附 則

この改正は、平成23年3月31日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年6月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。